



生 振 第 9 6 9 号
令 和 7 年 1 月 2 0 日

埼玉県種苗審議会 会長 様

埼玉県知事 大 野 元 裕
(公印省略)

主要農作物奨励品種等の区分変更等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年埼玉県条例第 17 号）第 2 条に基づき、主要農作物奨励品種等の採用等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(1) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 二条大麦「ニューサチホゴールドデン」の認定品種から奨励品種への区分変更について

(2) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 二条大麦「彩の星」の奨励品種の廃止について

2 諮問理由

別紙

(1) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 二条大麦「ニューサチホゴールデン」の認定品種から奨励品種への区分変更について

① 品種特性

平成30年に品種登録された栃木県農業試験場育成品種であり、ビールの原料として利用される二条大麦である。

本品種は「彩の星」と比べ、出穂期は同程度、成熟期が1日程度遅く、稈長・穂長はやや長く、千粒重はやや重い。オオムギ縞萎縮病Ⅰ～Ⅲ型抵抗性及びうどんこ病抵抗性は「極強」、赤かび病抵抗性は「強」であるなど病害に強く、栽培性に優れている。

また、ビールの品質を下げる一因となる酵素を欠失し、醸造適性に優れる特徴を持つ。

② 取組状況

令和3年度に認定品種として採用され、令和5年産から県種苗センターで原種生産、令和6年産から指定採種ほど種子生産を開始した。

また、令和5年産及び令和6年産で、大規模実証ほを県内合計4か所に設置し、現地検討会の実施等を通じ、生産者への品種特性に関する理解促進等を図った。

③ 区分変更の理由

実需者からのニーズを踏まえ、ビール原料の二条大麦として、令和7年産より「彩の星」から「ニューサチホゴールデン」への全面的な切り替えを進めており、生産面積が約700haとなる見込みである。

そこで、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準2に基づき奨励品種に区分変更する。

(2) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 二条大麦「彩の星」の奨励品種の廃止について

① 栽培の現状

平成21年度に奨励品種に採用され、県内では、ビール原料の二条大麦として、平成25年産から全量「彩の星」が生産されてきた。

一方、近年の実需者ニーズを踏まえ、令和7年産より「彩の星」から「ニューサチホゴールデン」への全面切替えを進めており、「彩の星」については、種子は令和5年産で生産終了、一般生産物は令和6年産で生産終了している。

② 廃止の理由

既に、「彩の星」から「ニューサチホゴールデン」への品種転換が進んでいることから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準5の(4)に基づき、奨励品種から廃止とする。